

第2節 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店

飲食店等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店など客席を設けて客に飲食を提供する場所です。

1 禁止される場所と禁止される行為

飲食店等で喫煙・裸火使用・危険物品の持ち込みが禁止される部分は「舞台」となります。

指定場所	場 所	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店	舞 台	×	×	×

[×：禁止]

(1) 「舞台」は、観客に興行を見せるために設けられたステージ、奈落、袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室などを含みます。

なお、興行を行わず、もっぱら客のカラオケ用に使用する程度の舞台は、規制される舞台とはなりません。

(2) 「危険物品」に該当する物品であっても、次に掲げるものは、必要最小限の範囲であれば規制対象となりません。持込みに際しても解除承認の手続を必要としません。

ア フライパンや鉄板にひく油など調理に使用している動植物油（揚げ物に使用する油は、規制対象となります。）

イ パーティー等で使用するクリスマスクラッカーや舞台の演出に使用する平玉

※ 火取省令第1条の5第1号へに該当するもののみ

ウ 日常の清掃に使用しているクリーナーなどの危険物品

エ 日常の衛生管理用に使用する手指消毒用アルコール等の危険物品

2 禁煙・火気厳禁・危険物品持込み厳禁の標識の設け方

標識は、次表の例のとおり、観客の見やすい箇所に設けます。

標識	設置箇所
禁煙	• 舞台の入口
火気厳禁	
危険物品持込み厳禁	• 店の入口

3 解除承認について

禁止場所と禁止行為

飲食店等の舞台部では、喫煙・裸火使用・危険物品の持込みなどの行為は禁止されていますが、火災予防上安全であり、関係法令に適合し、かつ、審査基準に適合している場合には、必要最小限の範囲で解除承認を受けることができます。

指定場所	禁止行為		
	喫煙	裸火使用	危険物品持込み
キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、飲食店	○	○	○

「○」は承認可能を示す。